

# 査察規模は縮小傾向—2021年度査察事績

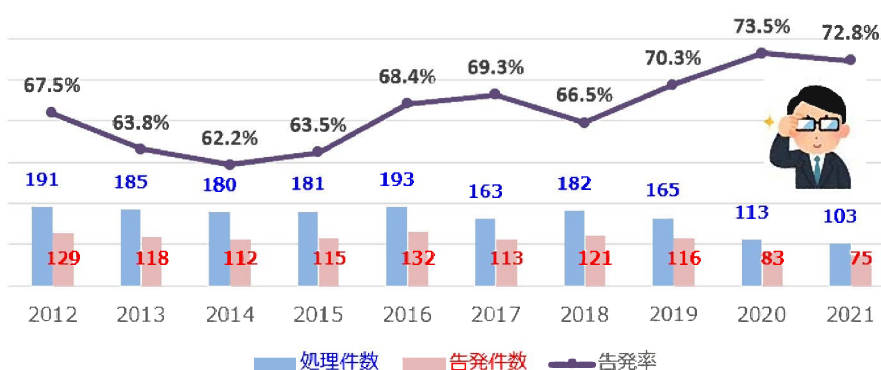
## ●コロナ禍で件数減少も高い告発率

2021年度に全国の国税局が実施した査察案件で、検察庁へ告発したのは75件と前年度より減少。100件超だったコロナ前と比べると、大きく減少しています。

処理件数は少なくなった一方、告発率は72.8%と、こちらはコロナ前より高い水準を維持しています。

また、1件あたりの脱税額は全体平均で9,900万円、告発分で8,100万円でした。

査察の処理件数と告発率の推移



## ●悪質な無申告者の事例



2021年は無申告の16件中、4件が“単純無申告ほ脱※”事案でした。

※単純無申告ほ脱とは、故意に申告書を提出しない悪質性が高い無申告者のこと。

### ■太陽光発電設備工事の請負業者

請負工事売上の一部を他社名義の預金口座に振り込み、虚偽帳簿を作成して隠し、申告をしないまま法人税、消費税を免れていました。

### ■輸入雑貨等の通販を行う法人

中国から輸入した雑貨等をインターネットのショッピングサイトを通じて販売。代表者の知人名義の預金口座で売上金を回収、実態のない場所を本店所在地とするなどで法人税、消費税を申告せず免れていました。

## ●消費税の還付未遂も告発対象！



消費税については国民の関心が極めて高く、不正還付は国庫金の詐取といえる悪質な内容として、国税庁も継続してマーク中。

### ■バリエーション企画会社による不正還付未遂

架空の課税仕入れを装い、過大な控除対象仕入税額を計上して申告したとして告発。

所轄税務署で還付を保留していた消費税についても、消費税の還付未遂犯※として告発されています。

### ■化粧品等の輸出版売を装った不正還付未遂

化粧品、日用品の卸売業者。国内での課税売上を輸出売上に仮装する方法で、不正に消費税の還付を受けたとして告発。

所轄税務署で還付を保留していた消費税についても、消費税の還付未遂犯※として告発されています。

※消費税の不正受還付の未遂は、2011年から処罰の対象になっています。

## 2021年査察の重点取組事案

(件)

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
無申告ほ脱事案	13	17	21	18	27	13	16
国際事案	28	21	15	20	25	27	17
消費税受還付事案	6	11	12	16	11	9	9

## ●消費税還付申告のチェックは強化の方向

実は国税庁は2021年7月から、全国税局に対し「消費税の還付申告に対する審査と調査を強化するよう指示」を出しており、査察においても重点項目となっています。

### <消費税還付審査の流れ>



#### ①形式的審査

還付が適切かどうか「還付金額」や「還付保留の理由」などに関する約20の項目に基づき判定。

問題がなければ消費税は還付されます。

#### ②調査部門

①で問題があると、調査部門へ引き継がれます。調査部門では、「過去の課税事績等」、「還付保留理由」、「消費税申告書、還付明細書」、「法人税申告書」など約20項目がチェックされ、③“行政指導”、“調査”、“問題ないため消費税を還付”のいずれかの判断がされます。

#### ③行政指導や調査

納税者への電話や書類照会し、還付原因となる取引資料の提出などを求めます。それでも実態確認ができない場合は、署内調査や実地調査が行われることに…。

